横手市障害者支援施設民営化法人候補者選定委員会 審査結果報告書

1. 横手市障害者支援施設民営化法人候補者選定委員会の設置

横手市障害者支援施設(大和更生園・ユー・ホップハウス等)の民営化法人候補者を 厳正かつ公正に選定するため、横手市障害者支援施設民営化法人候補者選定委員会(以 下「選定委員会」という。)を設置した。

なお、選定委員会の構成は次のとおり。

委員長 藤本 和宏(副市長)

副委員長 A委員(秋田県健康福祉部障害福祉課 副主幹)

委 員 B 委員(秋田県平鹿地域振興局福祉環境部企画福祉課 副主幹)

委 員 C 委員(市外社会福祉法人 総括本部長)

委 員 D委員(税理士)

委 員 E 委員 (大和更生園保護者会の代表)

委 員 竹原 信寿(市民福祉部長)

2. 選定委員会の開催

回	開催年月日	内 容		
第1回	9月27日 (火)	・大和更生園、ユー・ホップハウスの民営化方針等について ・民営化法人公募申請法人について ・民営化法人の選定に係る審査基準及び評価方法について ・公募書類の事前評価について		
第2回	10月18日(火)	 ・審査基準・評価方法と審査プロセスの確認について ・事業提案説明(プレゼンテーション)及び審査、結果報告について ①プレゼンテーション ②質疑応答 ③委員意見交換 ④評価 ⑤審査 ⑥結果報告 		

3. 公募申請法人

応募法人名称	社会福祉法人アヴェク・トワ	A 法人	
所 在 地	横手市十文字町梨木 字羽場下 10番地 115	横手市地内	
公募申請日	令和4年8月30日	令和4年8月31日	

※次順位以下の法人については、不利益情報非開示の観点から具体の法人名は非公表とする。

4. 審査方法

横手市障害者支援施設民営化法人候補者選定委員会実施要領に基づき、応募法人からの提出資料と事業提案説明(プレゼンテーション)について、次の審査項目・評価基準に基づき審査した。

【評価項目及び配点】

〇評価項目及び評価の視点			配点
項目1. 基本理念、基本方針、応募理由			30
	(1)	社会福祉を目的とする基本的理念を有しているか	5
	(2)	基本的理念を具体化した社会福祉施設運営の基本方針を有しているか	5
	(3)	施設入所者(利用者)の人格や意向を尊重した適切なサービス提供が 図られているか	5
	(4)	個人情報の取扱いや従業員の守秘義務など、情報保護の体制が確立さ れているか	5
	(5)	本公募の事業内容を理解し、適切かつ明確な応募動機であるか	5
	(6)	事業に関する知識と十分な理解のもと、適正な施設経営を行っていく 意欲があるか	5
項目	項目2. 組織の運営実績及び透明性の確保		
	(1)	組織運営、組織代表者、役員及び施設長予定者について、信頼性に足 りるといえるか	10
	(2)	社会福祉施設の運営実績・経験が豊富であり、評価できる内容である か	10
	(3)	現に障がい福祉サービスの運営実績があり、当該施設を運営すること が期待できるか	10

項目	3. 財務	务基盤	30
	(1)	安定的な経営を行うための財政的余裕があり、健全性の高い強固な財 政基盤であるか	10
	(2)	設備投資、借入金返済に備えた十分な資金が確保され、安定性・流動 性の高い資金運用を行っているか	10
	(3)	継続的な事業運営が可能な経営状況であり、十分な収益力が確保され ているか	10
項目	4. 地均		25
	(1)	地域貢献に対する具体的な方策・考えを有し、地域活動への積極的な 参加意欲が見られるか	10
	(2)		10
	(3)	ボランティアの受入態勢は整っているか	5
項目	5. 事刻		80
	(1)	環境に配慮した内容であり、運営しやすい工夫が図られた運営計画で あるか	10
	(2)	入所者のレクリエーション活動等により、充実した入所生活が期待で きる内容であるか	10
	(3)	入所者の自立生活及び社会復帰支援の取り組みが図られているか	10
	(4)	運営面の独自性、及び創意工夫等の特色があり、サービスの質の向上 が期待できるか	10
	(5)	安定的収入見込みのもと、適切な経費を計上した収支計画であるか	10
	(6)	当面の運営資金について、十分に確保されているか	10
	(7)	具体的な防災対策が図られており、緊急時の対応が万全な体制である か	5
	(8)	具体的な衛生管理対策があり、食中毒や感染症予防、また発生時の対 応が万全な体制であるか	5
	(9)	要望・苦情等に対する処理体制及び事故防止体制の取組は評価できる か	5
	(10)	虐待等の防止のための委員会設置や職員研修は評価できるか	5
項目	6. 職員	員従事体制	25
	(1)	職員配置が充実しており、適切な勤務体制や交代体制が考えられているか	5
	(2)	職員の処遇や雇用形態、継続的な雇用に関する考え方は適切か	5

	(3)	事業運営のための適切な職員配置方針が定められているか	5	
	(4)	施設長予定者等の業務に係る従事経験は十分であるか	5	
	(5)	職員の育成や資質向上のための具体的取り組みが図られているか	5	
項目7. 施設整備計画			10	
	(1)	施設の適切な維持管理・老朽化対策が示されているか。また、将来的	10	
		な施設整備のための自己資金確保の見込みはあるか	10	
評価点合計			230	

【得点化方法及び総合評価点の算出方法】

評価		得点化方法		
A	極めて優れている、十分	「市が求める基準」全てに該当し、「さら	配点×5/5	
Λ	である	に評価する事項」がいくつか該当する	<u> </u>	
В	優れている、十分である	「市が求める基準」全てに該当し、「さら	配点×4/5	
Б	後れている、「力である	に評価する事項」がある		
С	やや優れている、十分で	「市が求める基準」全てに該当する	配点×3/5	
	ある	「印が水のる基準」主くに該当する	追出 ∨ 3/3	
D	やや妥当でない、不足し	「市が求める基準」いずれかに該当しな	副占>2/5	
	ている	<i>V</i> 2	配点×2/5	
E	妥当でない、不足してい	「市が求める基準」に該当しないが評価	而占∨1/E	
E	る	できる事項がある	配点×1/5	
F	極めて妥当でない、不足	「市が求める基準」及び「さらに評価す	配点×0/5	
Г	している	る事項」全てに該当しない	町川 ~ U/ 3	

※C評価は概ね基準を満たすものであり、適切な施設運営、サービス提供を行うことが可能と判断されるものである。

■評価のための基準の設定

「市が求める基準」を明確化するため、関係法令や基準等を根拠として、障害者支援施設を運営するにあたり満たすべき事項、及びさらに評価に値し加点すべき事項を設定し、これに基づき選定委員が審査を実施することとした。

■総合評価点の算出方法

- ①審査項目1~7ごとに各委員の平均点を算出する。(小数点以下第二位を四捨五入)
- ②評価項目1~7ごとの平均点の合計を総合評価点とする。

【候補者の選定】

- ①総合評価点に基づき応募者の順位を決定し、第1位から順に優先交渉相手とする。 なお、総合評価点が230点満点中138点未満(得点率60%未満)の場合は、市が求める基準を満たしていないものとして、候補者から除く。
- ②全ての応募者が総合評価点 138 点未満の場合は、候補者なしとする。

5. 審査結果

審査結果は次のとおりとなった。

順位	応募法人名	総合評価点	審査結果
第1位	社会福祉法人 アヴェク・トワ	178.58	合格
第2位	A法人	145.29	合格

【各応募法人の評価内訳】

		平均点		
項目	配点	アヴェク ・トワ	A法人	
1. 基本理念・基本方針・応募理由	30	23.86	21.00	
2. 組織運営・透明性の確保	30	25.43	18.57	
3. 財務基盤	30	24.29	16.86	
4. 地域との連携・地域貢献	20	18.57	16.43	
5. 事業運営計画	80	59.57	51.43	
6. 職員従事体制	20	18.57	15.57	
7. 施設整備計画	10	8.29	5.43	
総合評価点	230	178.58	145.29	
	得点率	77.64%	63.17%	

【選定委員の主な意見】

■社会福祉法人 アヴェク・トワ

- ○財務基盤について基準を満たすものであり、より実態に即した収支計画内容であることから、安定した施設運営が期待できる。
- ○老朽化した施設に対し 10 年以内の建替えの実施を計画しているようだが、資金 収支及び借入、有効な補助金等の活用により実効性のある計画である。
- ○法人独自による職員育成の取組みとして、内部研修のほか、職員の目標管理や職

業能力評価の実施などにより、職員の資質と意識向上のみならず、キャリアパス への取組みとして評価できる。

○災害及び感染症に対する業務継続計画 (BCP) をそれぞれ策定し、法人としての 取組みのみならず、計画とマニュアルの連動性が確認できるものであり、優れて いる。

■A法人

- ○事業計画において、安定した施設運営と事業実施に対し、充足した職員の確保・ 体制整備という観点で不安な面が残る。
- ○今後新たな事業により収益が上がる見込みがあるものの、事業運営が安定するまでの間、施設環境の維持などに対し資金面で不安がある。
- ○将来的な施設運営の中で、「農福連携」など新たな運営方針・アイデアが盛り込まれた事業計画の内容があり、興味深いものがある。
- ○効率化が求められる現状の中で、兼務ではなく、施設ごとに施設長を配置する計画であるなど、職員のキャリアパスを意図した内容が含まれている。

6. 総括

横手市障害者支援施設民営化法人候補者選定委員会設置要綱第2条第2号に基づく審査の結果、優先交渉順に社会福祉法人アヴェク・トワを第1位、A法人を第2位とし、民営化法人候補者として選定する。

なお、審査結果は、要綱第8条に基づき市の担当窓口及びホームページにおいて公 表する。

以上、報告します。

令和4年10月18日

横手市長 髙 橋 大 様

横手市障害者支援施設民営化法人候補者選定委員会 委員長 藤本 和宏